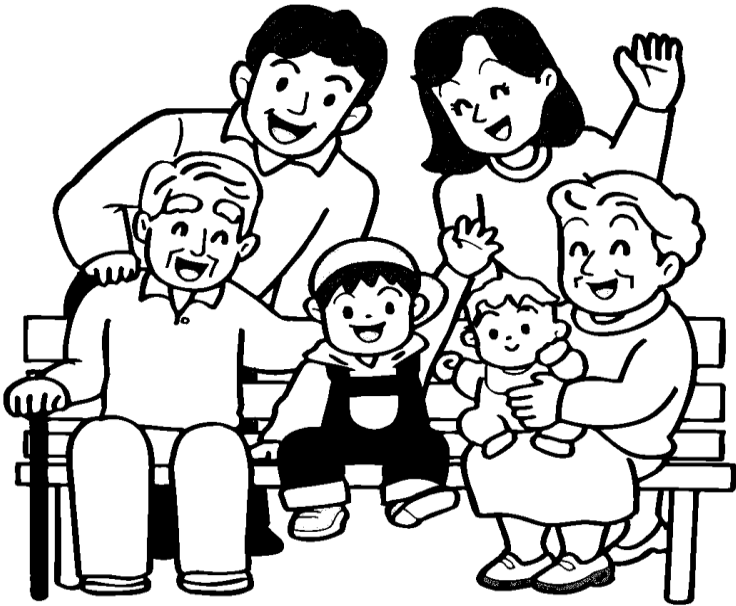


事業 優先順位		2	細事業：保険料還付金					整理 番号	99	
目 的		過年度収納した保険料について生じた過誤納保険料を対象者に還付・充当を行うことにより適正な介護保険事業を行うため。								
目 標		過年度納付した保険料について生じた過誤納保険料を対象者に還付・充当する。								
事業 実施主体		直 営	事業開始 年 度	平成12年度	根拠 法令	地方自治法第231条の3第4項に準用する地方税法17条				
事業費・財源				平成24年度	比 較			平成24年度	比 較	
	事業費（決算額）（千円）			823	コスト情報・従事職員数	総コスト（千円）		4,791		
	財源内訳	一般財源		823		内 訳	事業費	823		
		国府支出金		0			人件費	3,968		
		地方債		0			公債費	0		
		その他特定財源		0			一人あたり（円）	42		
				0			世帯あたり（円）	102		
				0		参 考	職員数（人）	0.50		
				0			再任用職員数（人）	0.00		
今後の方向性		適正な収納を図る上で、還付・充当に関しても遅滞なく適正に処理する。								
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	過年度収納した保険料に係る過誤納保険料がある者					
	A	B	B							



細事業：保険料還付金

1. 保険料の還付支払

介護保険料還付金のうち、年度内に還付できなかった過年度分の過誤納金を対象者に還付・充当した。

項 目	件 数	金 額
保険料還付	113 件	809,100 円
保険料充当	3 件	13,611 円
計	116 件	822,711 円